

平成 25 年 3 月 28 日

大阪市教育長 永 井 哲 郎 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 播 磨 政 明

公益通報（第 23-01-276 号）に関する関係所属の対応について

標題について、平成 24 年 9 月 13 日付けで本委員会が実施した勧告に対して、貴職が次のような措置をとったことが確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

記

確認内容

1 生野特別支援学校について

- (1) P T A 本会計及び周年事業会計に係る平成 19 年度から平成 23 年度までの収入・支出状況について調査を実施したこと。
- (2) (1)の調査の結果、P T A 会費の収入については適正に処理がなされていたものの、その他の入出金に関する事務処理について、学校事務職員 B によって不適正な処理（不適正に取り扱った金員の合計は 1,700,960 円、横領した金員の合計は 1,718,900 円）がなされていたことが判明したこと。
また、「平成 22 年 3 月起案、新校舎教室用スクールロッカー（追加 2 台分）」「平成 23 年 8 月起案、P T A 事務用パソコン・プリンター」以外は現物確認ができたこと。
- (3) (1)の調査の結果、横領と認定された金員については、平成 24 年 12 月 17 日までに P T A に対して全額返金されたこと。
- (4) P T A 会長と財団法人 C の生野特別支援学校の支部長が同一であり、双方の会員が概ね重なっていたため、教職員が財団法人 C の事務を行うようになり、そのまま代々事務が引き継がれてきたことが判明したこと。
財団法人 C の生野特別支援学校支部の会計書類などを調査した結果、財団法人 C の支部収入に一部 P T A 等のバザー売上金や寄附金（合計 862,542 円）が計上され、児童生徒活動補助を目的に支出されていたこと（なお、私的流用は確認されていない。）が判明したこと。
- (5) (4)に関連し、平成 22 年度以前は、寄附に関して学校が適正な手続を行わずに財団法人 C の生野特別支援学校支部の口座で管理をしていたこと。
- (6) 財団法人 C の生野特別支援学校支部を廃止し、保有資金については同支部の意向により、平成 25 年 1 月 4 日に P T A 会計への資金振替措置が行われたこと。

なお、財団法人 C の支部が存在していない視覚特別支援学校を除く、全ての特別支援学校に関する同法人の支部も今年度末までに廃止するとともに、保有資金については、同支部の意向により、

P T A会計等への資金振替を行う方針である。

2 大阪市立の学校について

- (1) 全ての大阪市立の学校（461校）について、教職員が会計事務を行っている団体（親睦会、サークル等の職務外の団体は除く。）について調査を行ったところ、教職員が事務を行っている団体は、1,149団体あったこと。
- (2) (1)の1,149団体のうち、教職員が支出に関与している915団体について、資料の再確認を行った結果、領収書等の証拠書類が添付されていないなど、改善を要する事例がみられたこと。
なお、領収書が添付されていない理由の主なものは、慶弔費や交通費など通常領収書が発行されない用途に使用されていたためであった。
- (3) (2)の調査に関連して、学校長に対して、団体会計であっても教職員が支出に関与する場合は、領収書に相当する証拠書類を必ず添付するよう指導するとともに、会計監査等のチェック体制を徹底し適正な処理を行うよう、各学校から団体に対して働きかけるよう依頼したこと。
- (4) 領収書などの支払いの事実を証する書類が添付されている支出については、支出決裁書の実支払金額と領収書等の金額との間に齟齬は見られなかったこと。
- (5) P T Aなど教職員が勤務時間中に事務を行う必要があるものについては、「職務に専念する義務の特例に関する規則」第2条第1項第5号に基づく職務免除の手続を行わせることとしたこと。

3 教育委員会事務局について

学校の教職員が行っている団体の会計事務の取扱いについて、文部科学省から方針が出された場合は、その方針に従って一層の適正化に努める意思を表明していること。

(参考) 勧告の内容

- (1) 生野特別支援学校のP T A会計について、残存する書類を再度精査し、収入・支出のそれぞれについて適正か確認するとともに現物確認も実施し、不正な支出が行われたものや収入が適正に計上されていないものがあれば、関与した担当者からP T Aに返金させるなどの必要な措置をとること。
- (2) 生野特別支援学校において、財団法人Cの生野特別支援学校支部の会計を当該学校の教職員が行っていた根拠を明らかにするとともにP T Aバザー収益がなぜ財団法人Cの口座に入金されるに至ったのかの経過も含め、財団法人Cの生野特別支援学校支部の口座及び会計について調査を行い、P T Aへの資金振替などの必要な措置をとること。
- (3) すべての大阪市立の学校について、教職員が事務を行っている団体に関して、現在職務として行っていることに関する根拠及び妥当性を再確認するとともに、教職員が支出に関与している団体会計については、支出の根拠となる資料の再確認を行うこと。
- (4) 上記「(1)」「(2)」「(3)」に関連し、金銭の不正な支出等が確認された場合には、その内容を、本委員会に報告するとともに公表し、速やかに会計書類のチェック体制の再構築などの再発防止措置をとること。
- (5) 上記「(3)」に関連し、勤務時間中に教職員が事務を行う必要があるものについては、職務免除の手続を取らせるなど、適正化を図ること。